

平成元年3月10日

藤沢市長 葉山 峻 殿

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 山本 章

消費税導入に伴う臨時福祉特別給付金支給対象者の抽出及び名簿作成  
に係るコンピュータ利用について（答申）

平成元年2月28日付藤福第1180号をもって諮問された、臨時福祉特別給付金支給対象者の抽出及び名簿作成に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を承認する。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、臨時福祉特別給付金支給対象者の抽出及び名簿作成に係るコンピュータ利用の必要性、内容は、次のとおりである。

- ・ 消費税導入に伴い、老齢福祉年金受給者等に対する生活安定と福祉の向上及び低所得者の在宅ねたきり老人等に対する在宅介護の支援に資するため、臨時の特例措置として、臨時福祉給付金又は一時金を国の施策に基づき支給するものである。
- ・ これらの支給対象者は、各種福祉等の受給者であり、かつ、一部の対象者は市民税の非課税との制限が加えられている。
- ・ 給付金を受けるためには本人からの申請が必要であるが、給付金の性格及び対象者の特殊性から、事前に対象者を抽出して申請を指導することが求められ、国からの指針も示されている。
- ・ そのための作業として、それぞれの支給要件について市町村長が確認を行うことから、住所の所在確認及び市民税の課税状況の確認が必要である。
- ・ 支給対象者の基礎となる台帳が複数にわたっており、これらの中から重複分をチェックするとともに支給内容別に整理する必要があるが、また、対象となる台帳の大部分は磁気媒体化されており、照合作業をコンピュータで処理するこ

とが合理的である。

- ・ 給付金は3月25日までに本人から申請されたものに対して支給されることから、事前に申請指導を行うための手作業による照合は、時間的に困難であり緊急性が求められる。

### 3 審議会の判断理由

以下のことから、コンピュータ利用を認めるものである。

- ・ コンピュータ利用の必要性
  - ① 本人からの申請にもとづき給付されるものであり、申請者の大部分が高齢者、障害者であることから、事前に対象者を抽出し申請指導を行う必要性は認められる。
  - ② 抽出の基礎となる台帳が複数にわたっており、かつ、大部分が磁気媒体化されていることから、照合作業をコンピュータで行うことの必要性は認められる。
  - ③ 3月25日までに申請された者に支給することになるので緊急性が認められる。
- ・ 取扱う個人情報の範囲  
支給要件が、福祉健康部内で管理する各台帳にもとづき生存の確認及び市民税課税状況により給付されることとなっていることから、住民基本台帳・外国人登録台帳・市民税課税台帳の利用の必要性は認められ、利用の範囲は必要項目に限られていると認められる。
- ・ 以上のことから、消費税導入に伴う臨時福祉特別給付金支給対象者の抽出及び名簿作成に係るコンピュータ利用について認めるものである。

### 4 審議会の意見

各種台帳を照合し、名簿を作成して県へ提出することは、条例第9条による目的外利用、外部提供の制限を受けるものであるが、それぞれの必要性は認められる。しかし、同条第3項にもとづく利用・提供の際の本人通知については、省略することの合理性は認めるものの、その基準について不明確な部部も残されているため、今後本人通知の例外の基準についてさらに明確にされたい。

以 上